

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

# 平成19年3月20日火曜日 第1845号

<b>♦</b>	目	次	$\Diamond$	
	告	示		
公共衛生施設改良事業補	助規程の廃止	·	28	6
指定障害福祉サービス事	業を行う事業	者の	所在地の変更28	6
大規模小売店舗の新設の	届出の概要等	( 2	件)28	6
町営土地改良事業の計画	の施行の同意	( 2	件)28	7
監視伝染病発生予防検査	の実施		28	8
監視伝染病の発生予防の	ための注射の	実施		8
漁業の許可又は起業の認	可を申請すべ	き期	間 28	9
都市計画事業の事業計画	の変更認可 (	3件	) 28	9
二級建築士試験及び木造	建築士試験の	受験	資格者の指定の一部改	
正			28	9
	公	告		
争議行為の通知の公表			29	0
選	<b>学管理委員</b>	会告	示	
直接請求の要件となるべ	き選挙権を有	する	者の数29	0
	県議会告	示		
愛媛県議会傍聴規則の一	部改正		29	0

愛媛県議会会議規則の一部改正	291
任免辞令	
公営企業任免辞令(2件)	291
正誤	
平成18年12月22日付け第1823号愛媛県公安委員会規則第11号(愛 媛県道路交通規則の一部を改正する規則)中	291

## 告 示

#### ○愛媛県告示第 471 号

公共衛生施設改良事業補助規程(昭和23年7月愛媛県告示第297号)は、告示の日限り廃止する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第 472 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	指定障害	雪福祉サービス			指定障	害福礼	止サー	ビス	事 業	所				
事業者番号	氏名又は名称	主たる事務所	代表者の氏	5	指定障害福祉 サービスの種類	名	称	所	Í	在	Ē	ţ	也	届 出   年月日
	以日久は日初	の所在地	「似て目のに	, TI	27111277	Ъ	ተህ	変	更	前	変	更	後	. /, _
3813900010	社会福祉法人宇和 島福祉協会	宇和島市三浦東41 22番地 4	緒賀正	輝	就労継続支援 B型	就労継続	支援セン 国	北宇和 岡459	D郡松野 4番地	町豊	北宇和 丸423			平成19年 1月30日
3810100739	特定非営利活動法 人福祉親愛会	松山市西石井一丁 目 1 番25号	渡邊文	春	児童デイサー ビス	マミー学[	知	松山市	来住町	∏1251	伊予郡 徳丸字	松前町	J大字 338番	平成19年 2月23日

#### ○愛媛県告示第 473 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ショッピングゾーン新居浜 C O R E 新居浜市西の土居町 1 丁目乙 250 番地 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

株式会社明屋書店

松山市湊町四丁目 1 番地19

代表取締役 安藤 大三

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社明屋書店

松山市湊町四丁目 1 番地19

代表取締役 安藤 大三

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成19年10月29日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2 421平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数

113台

イ 駐輪場の収容台数

70台

ウ 荷さばき施設の面積

31平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

21 96立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時45分から午後11時15分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで
- 2 届出年月日

平成19年2月28日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

#### ○愛媛県告示第 474 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド宇和島店 宇和島市祝森1619番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

代表取締役 山田 昇

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

代表取締役 山田 昇

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年10月29日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3 ,663 .04平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数

211台

イ 駐輪場の収容台数

41台

ウ 荷さばき施設の面積

180 2平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

37 50立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時45分

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時00分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後10時まで
- 2 届出年月日

平成19年 2 月28日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

# ○愛媛県告示第 475 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助

土地改良事業 (かんがい排水)・中村上地区)の施行に平成19年3月9日同意した。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第 476 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・中村下地区)の施行に平成19年3月9日同意した。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第 477 号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、 馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施 する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施の目的

ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

- 2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並び実施する区域
- (1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で 飼育している雄牛及びこれと同一施設内 で飼育しているその他の牛 2 その他知事の指定する牛	県下一円

#### (2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	西予市(野村町及び城川町に限る。)
2 種付けの用に供し、又は供する目的で 飼育している雄牛及びこれと同一施設内 で飼育しているその他の牛 3 その他知事の指定する牛	県下一円

#### (3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼	四国中央市、新居浜市、
育している雌牛及びこれと同一施設内で	越智郡、今治市(朝倉村、
飼育しているその他の牛	玉川町、波方町、大西町、

	菊間町、吉海町、宮窪町、 伯方町、上浦町、大三島 町及び関前村に限る。)
2 種付けの用に供し、又は供する目的で 飼育している雄牛及びこれと同一施設内 で飼育しているその他の牛 3 その他知事の指定する牛	県下一円

#### (4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
月齢又は推定月齢が満24ヶ月齢以上で死	
亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策 特別措置法第6条第1項に基づく届出の対	県下一円
象となるもの。ただし、同法同条第2項た	
だし書きに該当するものを除く。	

# (5) 馬伝染性貧血

実施の対象となる馬の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で 飼育している雄馬	
2 競馬法(昭和23年法律第158号)によ	県下一円
る競馬に出場する馬	
3 その他知事の指定する馬	

## (6) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する目的で 飼育している鶏	県下一円

# (7) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又は その死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

#### 3 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

- 4 検査の方法
- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林水産省令第35号) に定める方法で行う。

- (2) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢) 急速凝集反応法
- (3) 知事の指定するその他の疾病 知事の指定する方法

# ○愛媛県告示第 478 号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111.

に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚	県下一円

#### 2 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

#### ○愛媛県告示第 479 号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起 業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年3月20日から4月3日まで

#### ○愛媛県告示第 480 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63号第1項の規定に基づき、四国中央都市計画下水道事業四国中央公共下水道(四国中央市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

昭和48年10月30日

平成26年3月31日

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県 四国中央市 川之江町、川之江町字大江、妻鳥町字 東江ノ口、三島中央一丁目、寒川町字江ノ元、村松 町字日吉縄及び中之庄町字浜之前地内

(2) 使用の部分

愛媛県 四国中央市 川之江町字大江新開地先から川之江町 までの区間内及び中之庄町字浜之前地内

## ○愛媛県告示第 481 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、宇和都市計画下水道事業宇和公共下水道(西予市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

- 111. - 1. 11 - - 111. - 111 - - 111. - 111 - - 111. -

平成19年 3 月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成13年 1 月30日 平成23年 3 月31日

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県西予市宇和町大字稲生地内

(2) 使用の部分

愛媛県西予市宇和町大字稲生地内及び大字皆田地内

## ○愛媛県告示第 482 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63号第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業伊予公共下水道(伊予市施行)の 事業計画の変更を次のように認可した。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

昭和49年1月29日

平成26年 3 月31日

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県伊予市下吾川字南西原及び灘町字西地内

(2) 使用の部分

愛媛県伊予市下吾川字南西原地内

# ○愛媛県告示第 483 号

建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格者の指定(昭和47年4月愛媛県告示第412号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第3号の規定により同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験の受験資格者の指定(昭和26年9月愛媛県告示第524号)は、廃止す

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第3号の規定により同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験の受験資格者の指定(昭和26年9月愛媛県告示第524号)は、廃止す

る。

1~6 省略

て、土木工学教室の課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以 上の実務の経験を有する者

8~10 省略

る。

1~6 省略

7 防衛省設置法 (昭和29年法律第164号)による防衛大学校におい 7 防衛庁設置法 (昭和29年法律第164号)による防衛大学校におい て、土木工学教室の課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以 上の実務の経験を有する者

8~10 省略

#### 公

#### 〇公 告

#### 争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長松本修次から次のとお り争議行為を行う旨の通知が平成19年3月12日あったので公表する。 平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成19年度賃金引き上げ・夏季一時金・その他
- 2 日時 平成19年3月23日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢一丁目10の38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13の47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1の1の28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山 4 番耕地163

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又 は併用して実施する。

# 選挙管理委員会告示

# ○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行 政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第 1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数 は、次のとおりである。

#### 平成19年3月20日

#### 愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき 選挙権を有する者の数

(1) 選挙権を有する者の総数

1 211 588

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

24 232

(3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1 を乗じて得た数とを合算して得た数 268 598

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市選挙区にあるの ては、同左の44万を超 える数に6分の1を超 じて得た数と44万に3 分の1を乗じて得た数 とを合算して得た数)
松 山 市	415 ,788	135 ,965
今治市・越智郡	152 <i>4</i> 53	50 ,818
宇 和 島 市	48 ,500	16 ,167
八幡浜市・西宇和郡	45 ,067	15 ,023
新 居 浜 市	103 ,312	34 <i>4</i> 38
西 条 市	94 ,170	31 ,390
大 洲 市	30 ,710	10 237
伊 予 市	32 ,935	10 ,979
四国中央市	77 ,075	25 ,692
西予市	38 214	12 ,738
東 温 市	28 ,145	9 ,382
上 浮 穴 郡	12 ,661	4 221
伊 予 郡	44 ,056	14 ,686
喜 多 郡	24 ,557	8 ,186
北 宇 和 郡	41 205	13 ,735
南 宇 和 郡	22 ,740	7 ,580

## 県議会告示

## ○愛媛県議会告示第1号

愛媛県議会傍聴規則(昭和24年9月愛媛県議会告示第4号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

愛媛県議会議長 篠 原 実

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正 後			改	正	前
第13条	傍聴人は <u>、傍聴券に住所</u>	<b>「及び氏名</b>	を記入し、係	第13条	傍聴人は傍聴券に住	所氏名、	年齢及び職業等を記入し、係

員に示してその指示に従わなければならない。

員に示してその指示に従わなければならない。

## ○愛媛県議会告示第2号

愛媛県議会会議規則(昭和30年3月愛媛県議会告示第1号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 平成19年3月20日

愛媛県議会議長 篠 原 実

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議案提出の手続及び措置)	(議案提出の手続及び措置)
<b>第15条</b> 議員が議案を提出するときは、その案を <u>備え</u> 、理由を <u>付し</u> 、	<b>第15条</b> 議員が議案を提出するときは、その案を <u>具え</u> 、理由を <u>附し</u> 、
成規の賛成者と連署して議長に提出しなければならない。	成規の賛成者と連署して <u>これを</u> 議長に提出しなければならない。
2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由	
を付し、委員長名をもつて、議長に提出しなければならない。	
<u>3</u> 議長は <u>、前2項</u> の議案を受理したときは、印刷して、議員及び	<u>2</u> 議長は <u>前項</u> の議案を受理したときは、印刷して、議員及び
知事に配付する。	知事に配付する。
(委員会付託)	(委員会付託)
第29条 議題となつた事件は、提出者の説明及び質疑があつた後、	第29条 議題となつた事件は、提出者の説明及び質疑があつた後、
その審査を委員会に付託しなければならない。 <u>ただし</u> 、議会の議	その審査を委員会に付託しなければならない。 <u>但し</u> 、議会の議
決により委員会付託を省略することができる。	決により委員会付託を省略することができる。
2 前項の規定にかかわらず、委員会提出の議案は、委員会に付託	
<u>しない。ただし、議会の議決により委員会に付託することができ</u>	
<u> 3.</u>	

# 任免辞令

# ○公営企業任免辞令

12月31日

 愛媛県技術吏員
 佐
 藤
 晴
 瑞

 同
 式
 智
 久美子

 同
 橋
 口
 主
 和

 同
 宇和川
 麻友美

願により本職を免ずる(各通)

# ○公営企業任免辞令

1月1日

高岡 明彦

愛媛県技術吏員に任命する 医療職(一)3級を命ずる 県立中央病院眼科部長を命ずる

垣 下 幹 夫

愛媛県技術吏員に任命する 医療職(一)2級を命ずる 県立中央病院内科医長を命ずる

髙野信二

愛媛県技術吏員に任命する 医療職(一)2級を命ずる

県立中央病院心臓血管外科医長を命ずる

陳 光明

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)1級を命ずる

技師を命ずる

県立南宇和病院勤務を命ずる

正誤

#### 〇正 誤

平成18年12月22日付け第1823号愛媛県公安委員会規則第11号(愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則)中

ページ	箇	所	誤	正
1065	改正後欄及び 改正前欄 第1条 上から5行目		愛媛県公安員会	愛媛県公安委員会

平成19年 3 月20日 発行